

（仮称）箕面市個人情報保護法施行条例（素案） 及び箕面市情報公開条例の一部改正（素案） に関するパブリックコメントについて

令和3年5月に公布された「デジタル社会形成整備法」において個人情報保護法が改正（以下「改正法」という。）され、個人情報保護制度の法体系の大幅な構造転換が行われました。

地方公共団体の保護制度については、令和5年4月から改正法による全国的な共通ルールが適用されることとなりますが、一部条例に委任する事項があり、改正法の施行条例を定める必要があるため、現行の「箕面市個人情報保護条例」を全部改正し「箕面市個人情報保護法施行条例」を制定します。

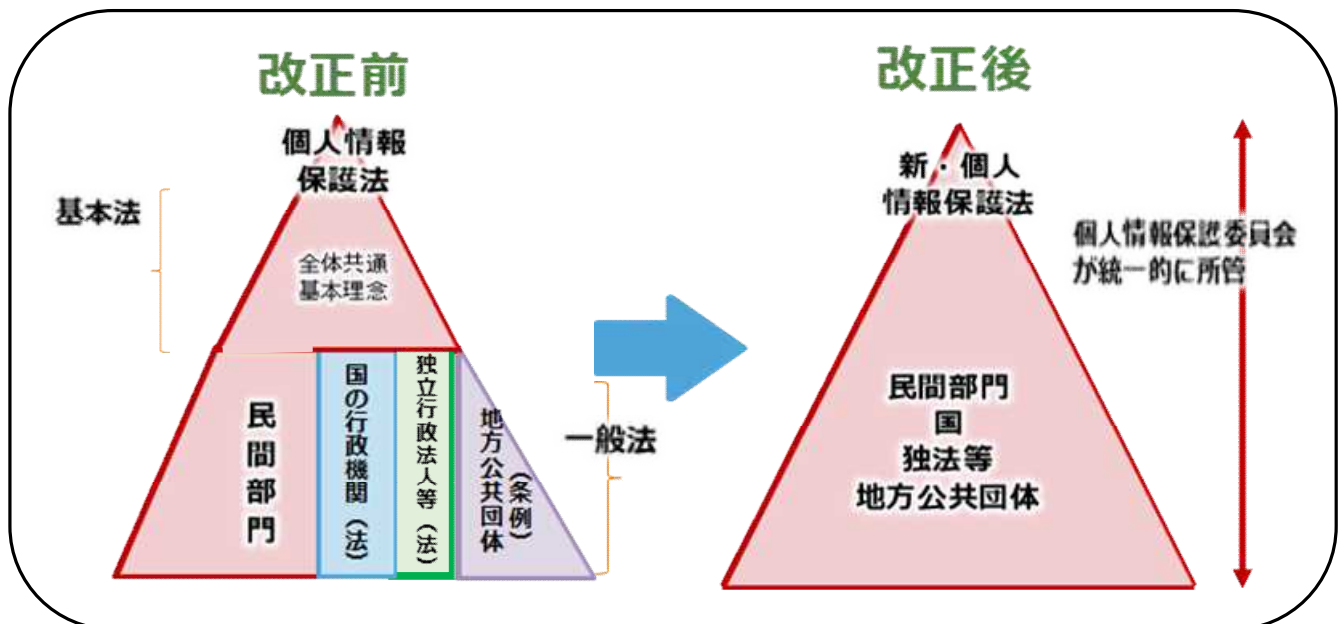
また、個人情報保護制度と密接な関連がある情報公開制度につきまして、改正法の内容を踏まえ、両制度における隔たりがないよう改正を行います。

つきましては上記条例の（素案）を作成しましたので、市民の皆様からの意見を募集します。

1. （仮称）箕面市個人情報保護法施行条例（素案）について

1 個人情報保護法改正の概要

改正前は国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体（地方独立行政法人を含む）の各団体で適用される法令等が異なるため、個人情報の定義や取扱いルール等が異なっていました。改正後は、個人情報保護法において公的部門の義務等についても定められ、個人情報保護委員会の監視・監督の下、全国統一的に個人情報保護制度が運用されることになります。



※市の個人情報の取扱いや開示請求の手続きなど、今まで条例で定められていた内容は概ね改正法に定められており、従来の個人情報保護制度の運用と大きな乖離はありません。改正法の範囲の中で、引き続き、市民の皆様の個人情報を適切に保護できるよう運用します。

2 箕面市の対応

【1】条例に定めることが法律上必要な事項

●開示請求に係る手数料

現行どおり、手数料は無料とし、写しの交付に係る実費を徴収する運用とします。

●行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

匿名加工情報提供制度は、当分の間、都道府県及び政令指定都市に適用され、他の地方公共団体の実施は任意とされています。匿名加工情報の提案募集は現在事例が少なく、更なる事例やノウハウの研究が必要なため、当分の間実施する予定はありません。よって、手数料は定めません。

【参考】

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、かつ、当該情報を復元できないようにした情報をいいます。民間の研究機関等に匿名加工情報を提供することで、より利便性の高い商品やサービス開発に役立てられることが期待されています。

【2】条例に定めることが法律上許容されている事項

●条例要配慮個人情報

改正法では、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして「要配慮個人情報」の定義を定めています。

また、これとは別に地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する記述等を「条例要配慮個人情報」として条例に定めることができますが、本市には該当するものがないため定めません。

【参考】

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。

●個人情報ファイル簿、個人情報事務登録簿等の作成・公表

改正法では、保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し公表することとされています。本市では現行条例においても、改正法に定めている個人情報ファイル簿と同程度の個人情報ファイル簿を既に整備しており、今後は改正法に基づいた個人情報ファイル簿に整理しなおし、公表いたします。

また条例に定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報事務登録簿等）を作成し、公表することも可能とされていますが、市が保有する個人情報の実態について、市民に公表し、自己情報の開示や訂正を容易にするという改正法の趣旨からすると、法定の個人情報ファイル簿で足りているため定めません。

●保有個人情報の開示請求における非開示情報の範囲

情報公開条例との整合性を図るため、改正法に定める非開示情報に加え情報公開条例の非開示情報を条例で定めることができます。現行条例においても一致しないものがありますが、適正に運用できているため定めません。

●存否応答拒否の報告

改正法において、「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとき」は存否応答拒否できると規定されています。現行条例において、存否応答拒否を行った場合は、安易な存否応答拒否処分を防止する目的で箕面市情報開示審査会へ報告することを定めています。引き続き厳正に適用し運用していくため定めます。

●開示決定等の期限

改正法のとおりの開示決定等の期限とし、市独自の期限を条例で定めません。よって、開示や訂正等の決定期限までの日数の上限が現行条例よりも長くなります。

項目	法令等	決定期限	延長期限	延長後の期限
開示	改正法	請求のあった日から30日以内	30日を限度とする	60日以内
	現行条例	請求のあった日から起算して15日以内	15日を限度とする	30日以内
訂正、削除または利用等の中止	改正法	請求のあった日から30日以内	30日を限度とする	60日以内
	現行条例	請求のあった日から起算して30日以内	15日を限度とする	45日以内
期限の特例※	改正法	法のとおりとします※参照		
	現行条例	規定なし		

※期限の特例

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から60日以内にその全てについて開示決定等をするに著しい支障が生ずる場合、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定するれば足りることを規定しています。

●訂正・削除・利用停止請求における開示請求前置主義

改正法では、訂正（削除を含む）請求制度及び利用停止請求制度について、対象となる保有個人情報の範囲を明確にするため、開示請求前置主義（対象となる範囲を開示を受けた保有個人情報に限定するもの）を採用しています。制度の安定的運用を図るため、改正法のとおりとします。

●審議会への諮問

個人情報の保護に関する施策を講じる場合等において、市の個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、個人情報保護制度運営審議会に諮問することができるよう条例に定めます。

●運用状況の公表

本市の主体的な公表体制を通じて、市民への説明責任を確保する趣旨から、現行どおり自己情報開示請求等について運用状況を取りまとめ、公表することを条例に定めます。

2. 箕面市情報公開条例の一部改正（素案）について

箕面市情報公開条例について、情報公開制度と個人情報保護制度とは密接な関連があるため、改正法の内容を踏まえ、開示決定等の期限について両制度に隔たりがないよう改正します。

項目	新旧	決定期限	延長期限	延長後の期限
開示	改正後	請求のあった日から30日以内	30日を限度とする	60日以内
	改正前	請求のあった日から起算して15日以内	15日を限度とする	30日以内
期限の特例	改正後	開示請求のあった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合		
	改正前	開示請求のあった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合		

3. 今後のスケジュール（予定）

令和4年	10月1日～10月23日	パブリックコメントの実施
	11月上旬	パブリックコメントの意見集約
	12月	箕面市議会に条例案を上程
令和5年	4月1日	施行予定

（参考）箕面市個人情報保護条例（平成二年三月三十一日条例第一号）

https://www.1-g-reiki.net/minoh/reiki_honbun/t000RG00000062.html

（参考）個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_personal_law.pdf